

## TCFD賛同について

区分	報告	対象範囲	全資産
<p><b>エグゼクティブサマリー</b></p> <p>TCFD(Task Force on Climate-related Finance Disclosure) 提言への賛同表明についてのご報告。 TCFDはG20からの要請を受け、主要国の中央銀行や金融規制当局で構成する金融安定理事会(FSB)が2015年12月に設置を公表し、金融機関や企業などの代表者が集まり議論。2017年6月に提言「気候関連財務情報開示に関する最終報告書」が公表された。</p>			
<p><b>バックグラウンド</b></p> <p>TCFD提言はもともと、「市場による市場のための」任意の情報開示フレームワークだが、FSBの付託で検討が開始されたこともあり、各国の政府や日本を含む金融規制当局の支持に加え、数あるESG情報開示基準の中で「E」に関する情報開示フレームワークのメインストリームになる可能性が高いと考えている。</p>		<p><b>フィードバック期間及び検証方法</b></p> <p><b>便益及びリスク</b></p> <p>コスト負担なく、TCFDの今後の方向性や開示についての情報収集を行うことができ、当方の知見を高めることができる。</p>	
<p><b>戦略プラン</b></p> <p>TCFDに賛同することによって、今後のTCFDの方向性などの情報収集、開示を検討していく中で意見表明の機会が得られる。 また、TCFDから共有されるベストプラクティスを活用し、気候変動を重大なESG課題として挙げている運用受託機関が自らの情報開示をどのように行っていくかを確認していきたい。</p>		<p><b>KPI</b></p> <p>独立行政法人実績評価の関連項目の評価向上</p> <p><b>その他</b></p>	

# TCFDへの賛同について

# 1. TCFDとは

**TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)**  
(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)  
<https://www.fsb-tcfid.org/>



**TCFD** | TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED  
FINANCIAL DISCLOSURES

- 2015年 4月 **G20財務大臣・中央銀行総裁会合コミュニケ**  
-「金融安定理事会 (FSB) に対し、気候関連課題について金融セクターがどの様に考慮していくべきか、官民の関係者を招集することを要請する。」
- 2015年12月 **金融安定理事会 (FSB) として、「気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures, TCFD) 」設立を公表**  
適切な投資判断を促すための一貫性、比較可能性、信頼性、明確性をもつ、効率的なディスクロージャーを促す任意的な提言策定を目指す
- 2017年 6月 **最終報告書案 (2016年12月公表) に対するパブリックコンサルテーションの結果を踏まえ、最終的な提言 – 気候関連財務情報開示に関する最終報告書「Final Report: Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」 – 発表**
- 2017年 7月 **FSBからG20首脳へ報告**  
**G20首脳サミット : 「G20ハンブルグ行動計画に反映**

## 2. TCFD提言内容

### 気候関連リスクと機会の認識

#### 効果的な開示のための7つの基本原則

1. 関連性のある情報の提示
2. 具体的で完全性があること
3. 明確でバランスの取れており理解しやすいこと
4. 時間の経過の中で一貫性があること
5. セクター、産業、ポートフォリオ内での比較可能性
6. 信頼性、立証可能性、客観性があること
7. タイムリーに提供されること

### 気候関連リスクおよび機会を財務的に把握する意義

#### 開示の中核的要素(全セクター共通)

#### 特定セクター向け開示項目例

#### マテリアリティと開示媒体

#### シナリオ分析

#### ガバナンス

#### 戦略

#### リスク管理

#### 指標と目標

開示の中核的要素  
(全セクター共通)

気候関連リスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する

気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響について、そのような情報が重大な場合は開示する

気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているか開示する

気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標について、そのような情報が重大な場合は開示する

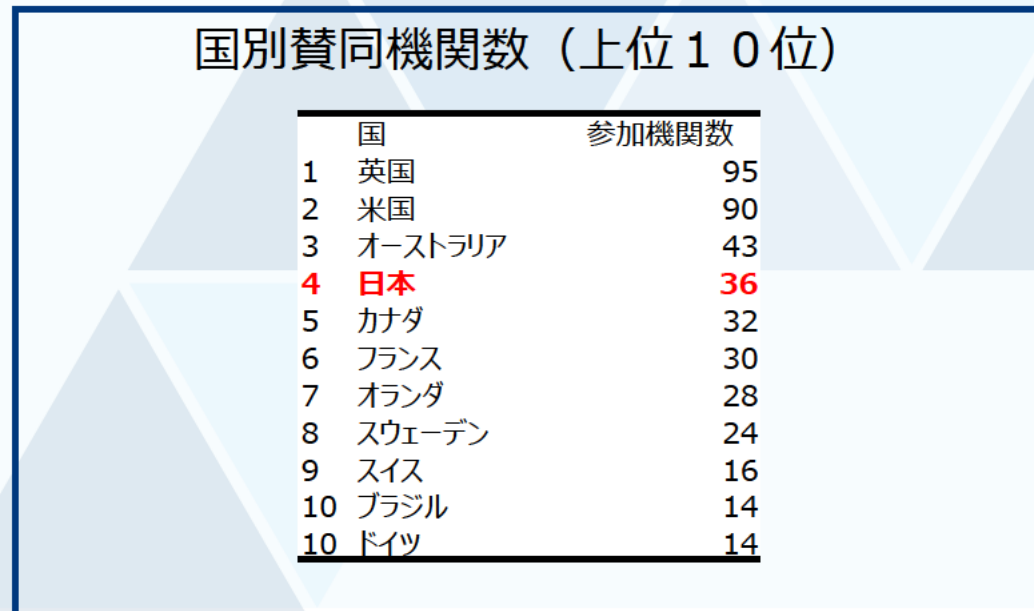
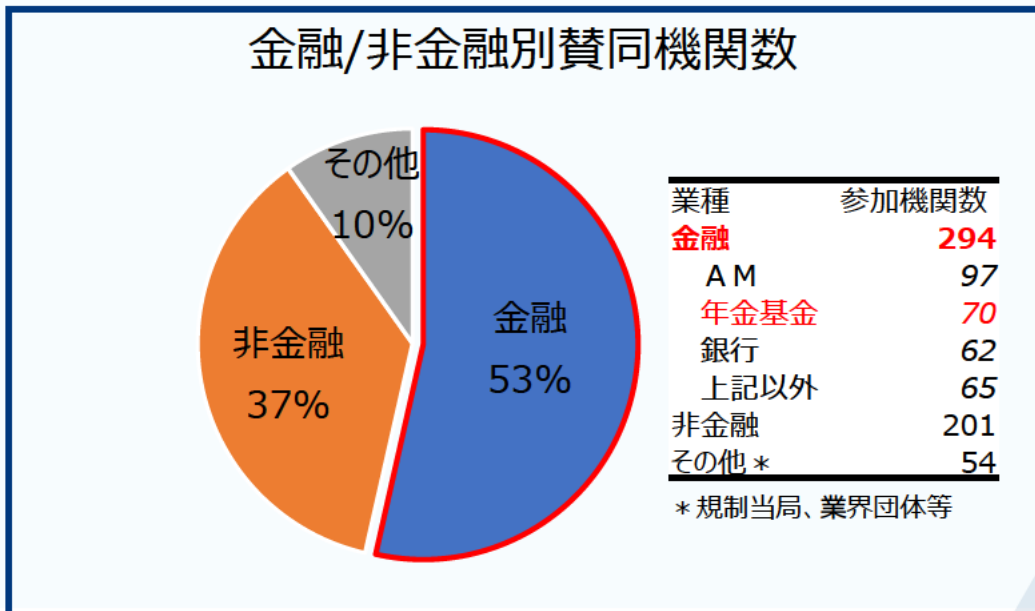
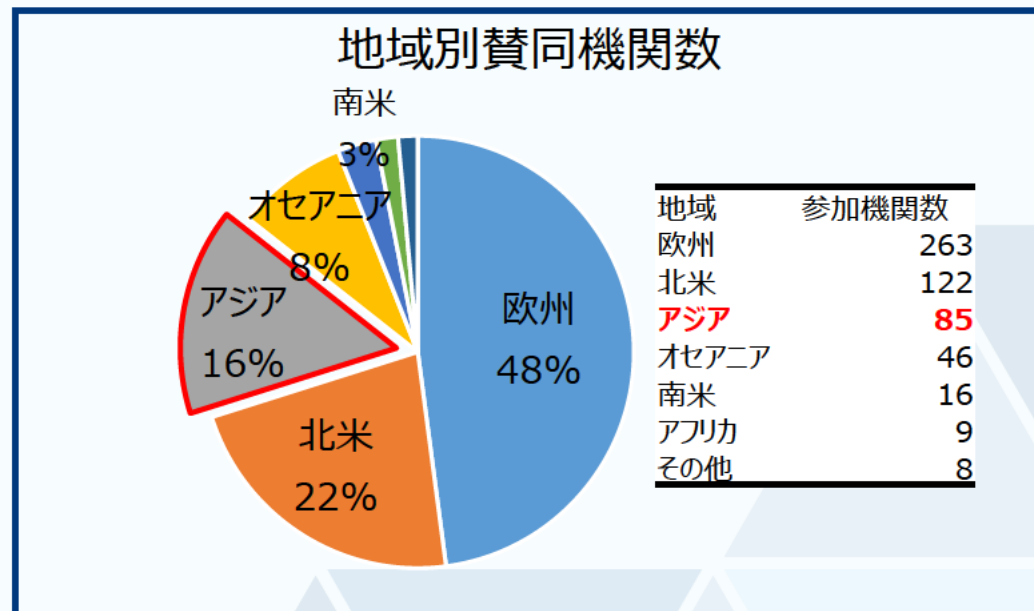
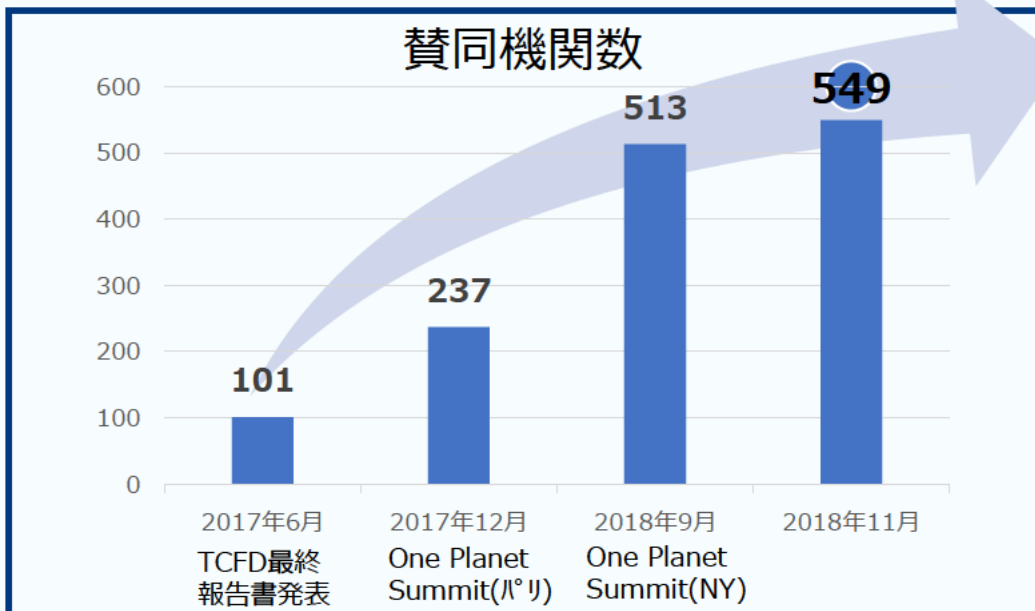
特定セクター向け  
開示項目例  
〔アセットオーナー  
向け抜粋〕

気候関連のリスクと機会が投資戦略にどのように組み込まれているかについて、ファンド全体、投資戦略、資産クラスごとの説明

気候関連リスクに関するより良い情報開示と取組を促すための投資先企業に対するエンゲージメント

入手可能または合理的な推測が可能な範囲で、保有資産のGHG排出量に関する加重平均原単位

# 3. TCFD提言への賛同状況



## 4. TCFD提言スタンダード化の動き

### 海外における動き

#### 欧州を中心に一部政府がTCFDへのサポートを表明

例：EUによる非財務情報開示に関するガイドラインをTCFDに沿った開示に修正する動き。TCFDによると、ベルギー、フランス、スウェーデン、英国政府から賛同を得ている他、日本をはじめ金融規制当局から賛同を得ている国もある。



TCFDを歓迎。現在、様々なESG開示基準があるが、気候関連に関してのスタンダード化が進んでいる



CDP2018年版質問書をTCFDに準拠した質問に改訂



2018年のレポートフレームワークに、TCFDに基づいたレポートが追加され、パイロットプログラムとして実施されている



機関投資家が温室効果ガス排出量の多い企業に対して、エンゲージメントする内容の一つとしてTCFDに基づいた情報開示を求めている



TCFDレコメンドーションを同社のESGレーティングとデータモデルに組み込み。気候関連の項目についてTCFDに沿ったメトリックと基準にするためフルレビューを実施

(出所) IIRC、SASB、GRI、CDP、Climate Action100+、PRI ホームページ等より

### 日本における動き

#### <未来投資会議（2018年6月4日）>

「従来型の規制ではなく、**情報開示・見える化を進めることで、グリーンファイナンスを活性化**する」との総理発言。情報開示を通じたグリーンファイナンスの活性化が、日本の長期戦略の検討における柱の一つとして位置付けられている。

#### <パリ協定長期成長戦略懇談会>【官邸】(本年8月～)

2019年のG20議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定するため、有識者会議を開催。

#### <TCFD研究会>【経済産業省】(本年8月～)

ESG投資の拡大に伴って、ESG要素に関する企業の情報開示を求める投資家等の動きが広がっている。特に、G20の指示でFSBが設置したTCFDを中心に気候変動に関する企業の取組に係る情報開示の国際ルール化が進んでおり、投資家等からのグローバルな要請が高まっている。

- ・日本企業においても、TCFD提言に対し、各社の特徴を踏まえつつ、気候変動関連の取組等に係る情報を開示することが求められている。
  - ・TCFD提言の意義や、企業がTCFD提言に対応した情報開示をしていく上での参考となる方策をとりまとめる。
  - ・企業がTCFD提言に対応した情報開示を進め、地球温暖化問題に対する日本企業の貢献や強みが国際的に評価されることを期待する。
- <メンバー>【上場企業】花王、新日鐵住金、住友化学、東京海上HD、東京電力HD、トヨタ自動車、日立製作所、みずほFG、三菱商事 【その他】アムンディ・ジャパン、笹川平和財団、CDP Worldwide-Japan、日本政策投資銀行、ネスレ日本  
(オブザーバー：環境省、金融庁、経団連、日本取引所グループ)

# 5. グローバルアセットオーナー・日本企業の状況

## <グローバルアセットオーナーフォーラムメンバーの賛同状況>

AP2	Nov-17	HESTA	Sep-18
APG	Jun-17	NBIM	Nov-17
BCIMC	Jun-17	OTPP	Jun-17
CalPERS	Jun-17	PGGM	Jun-17
CalSTRS	Jun-17	The Regents of the University of California	Dec-17
CPPIB	Jun-17	USS	May-18
ERAFF	Dec-17		

**【AP2の開示例】**上記賛同機関のうち、TCFD対応に特化したレポートを作成しているのはAP2のみと認識。

内容については、「ガバナンス」であれば以下の通り、現状の運用に関する枠組みの説明を実施。



- 独立した政府機関であること
- ボードによって決定された年次運営計画に基づいて運営され、その目的と最も重要なフレームワークは法令によること
- 気候変動については執行陣であるCIOの所管事項の一つに位置づけられていること、等

(出所) AP2「AP2's climate report based on TCFD's recommendations」

## <日本の賛同状況> 企業32社+その他4機関

MS&ADインシュアランスGHD	第一生命HD	みずほFG
川崎汽船	大和証券グループ本社	三井住友トラストHD
国際航業	大和ハウス工業	三井住友FG
コニカミルタ	東京海上HD	三菱ケミカルHD
ジェイテクト	日興AM	三菱商事
滋賀銀行	日本政策投資銀行	三菱UFJFG
商船三井	日本電気	リコー
住友化学	日本取引所グループ	りそなHD
住友林業	野村総合研究所	(その他)
積水ハウス	野村HD	環境省
双日	日立製作所	金融庁
SOMPOHD	丸井グループ	全国銀行協会
		日本公認会計士協会

## 6. TCFD提言への賛同について

GPIFとして、以下の理由から、TCFD提言への賛同を表明。

・TCFD提言のグローバル（日本を含む）における影響力、スタンダードになる可能性

▶ 今後の方向性などの情報収集、開示を検討していく中で意見表明の機会

・企業だけでなくアセットマネージャーのESG情報開示の促進

▶ 運用受託機関のモニタリング

GPIFは情報開示を重視しており、環境指数を含むESG指数選定において「ESG情報開示促進」を重要な要素としている。気候変動については昨年の運用受託機関向けアンケートでも内外株式パッシブ機関の全機関、同アクティブの約半数の機関が重大なESG課題として挙げているが、当該企業に投資している運用受託機関にとっても重大な課題と言える。そのため、運用受託機関がどのように気候関連の情報開示を進めていくかTCFDのベストプラクティス\*の共有も受けながら確認していきたい。

\*現状、TCFDは開示についてベストプラクティスの共有に重きを置いている。

なお、TCFD提言は「市場による市場のための」任意の情報開示の枠組みであり、賛同によって義務が発生するものではない。

また、提言への賛同イコール即、情報開示を求められるものではない。